

極秘通信

特定秘密保護法を廃止しよう！

2014/1/1 第7号

秘密保全法に反対する愛知の会

【TEL】 052-953-8052 【FAX】 052-953-8050

【Eメール】 no_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】 <http://nohimityu.exblog.jp>

【ツイッター】 https://twitter.com/himitsu_control

秘密保護法の廃止運動に立ち上がろう

共同代表 弁護士 中谷雄二

与党一世論を無視した強行採決

「特定秘密保護法」が2013年12月6日、強行採決されました。国会外の圧倒的多数の国民の声を無視し、慎重な審議もなく、問題点も何ら解消されることなく、国会内の多数を占める自民・公明の与党によって成立させられました。しかし、この法律の制定過程は、参議院での委員会での採決自体が、議事録にも記載されないという致命的な欠陥を持っています。民主的手続きをも無視して強行採決したこと自体、日々高まる反対の世論を意識したあせりの表れでもありました。

個々の市民—歴史的な民主主義の発露

私たちが作り出したものは何だったのでしょうか。私は、国会前や全国各地で集会に参加した数多くの市民が自らこの国の危機を感じて、立ち上がり声を挙げる経験をしたことこそが最も重要な秘密保護法反対運動の成果だったのでないかと考えています。わが国では、長らく様々な不満があっても市民は自ら声を上げることはませんでした。集会を行い、デモをする人を好奇の目でみるだけで自分たちとは関わりがないと沿道の人々はしていました。しかし、秘密保護法反対運動は違いました。新聞が法の危険性を伝え始めた頃から、街頭宣伝では、通行人が訴えに耳を傾け、ガードマンの人が拍手をし、若者や高齢の方が協力を申し出てくれるようになりました。11月21日、12月6日と集会の参加者が急速に増え、デモのシュプレヒコールには、沿道からも一緒にコールがあがりました。沿道の店から手を振り、支援する人々が多数いました。若者のサウンドデモと私たちのデモが一体とな

って秘密保護法反対を訴えました。私たちの反対の声は多くの市民を代表するものだと実感できました。憲法学者の奥平康弘氏が、新聞紙上で、日本の政治史上に残るものだとコメントしています。まさに、市民が立ち上がり声を挙げた、その政治的高揚はわが国の政治史上に残る民主主義の発露だと言えます。

進められているのは立法による「改憲」

ところが、この反対運動を自民党の石破幹事長のテロ発言に見られるように、政府・与党は敵視しました。直ちに発言を修正しましたが、法制定後の発言に見られるように、市民の声を敵視する発想は、むしろ、この法律の本質を表すものでした。報道の自由を否定する石破発言は、「公益」や「公の秩序の維持」を理由に基本的人権を制限できるとする自民党改憲草案そのものの発想です。秘密保護法は、すでに成立した国家安全保障会議設置法（日本版NSC）、来年にも提出される予定の国家安全保障基本法と一体となって日本を戦争する国にする法律です。憲法9条を変えない今まで、集団的自衛権の行使が認められているという解釈改憲を前提にして、法律で他国と一緒に海外で戦争することを認める、集団的自衛権の行使を認めようとしています。

私たちが直面しているのは、憲法はそのままにしながら、実質的に改憲しようという立法改憲なのです。私たちの闘いは、既に改憲との闘いに直面していることを認識する必要があります。憲法9条だけまもれば良いわけではなく、その内実を守るためにも、立法改憲にこそ、日本国憲法を大切に思う全ての人たちが立ち上がり、声を挙げなければなりません。

秘密法廃止のために政府の「狙い」を学ぼう

私は、秘密保護法廃止の展望はあると考えています。まず、秘密保護法に賛成した自民党・公明党の議員に対して、その責任を追及する必要があります。そして、法施行までの間に法の濫用をさせず、運用を監視し、迎え撃つ体制を作ることが必要です。すでに様々な団体や個人がそのための準備を始めています。私たちが現在、直面している課題の多くは、つきつめれば目の金儲けか生命かという選択です。原発への対応、TPPへの対応、そして秘密保護法や国家安全保障基本

法など。その本質を知るため、政府・与党の狙いを知るために一層、広い範囲で学習をしましょう。秘密保護法反対運動の中で、私たち愛知の会が特筆する活動ができたのは、昨年から無数に開いた学習会によって、法の本質や狙いを知り、その危険性を自覚した人々が自主的に反対運動に立ち上がったからです。それぞれが自分で考えた創意工夫のある運動を繰り広げ、それが繋がることによって、新たな運動を作り上げることができました。これまでの運動に確信を持ち、秘密保護法廃止を目指して、運動を始めましょう。

2013年秋、「愛知の会」の闘い 人々は起ち上がった～私たちは忘れない、あきらめない～

会員 近藤ゆり子

10月15日に第185回国会（臨時国会）召集。政府は、9月のパブコメに寄せられた9万件もの意見を何ら顧慮せず、「特定秘密保護法案」をこの臨時国会に提出すると言明していた。

◆10月16日愛知県弁護士会主催のデモに協力◆

1985年以来28年ぶりに「秘密法反対」を掲げた弁護士会主催のデモ。当会はこのデモへの市民の参加を積極的に呼びかけ、準備にも全面的に協力しました。200名が参加し、栄の街を歩きました。

2013.10.17→
中日新聞



16日のNHKニュースでは7割の有権者が「法案をよく知らない」。「秘密保護法を考える超党派の議員による勉強会」などによる省庁ヒアリングで、次々と問題が明らかに。安倍首相ら閣僚の言うことと担当の官僚が言うことの「食い違い」。政府は何の説明責任も果たさないまま、10月25日に法案を閣議決定し国会に上程した。

◆10月27日「知る権利を奪うな！監視国家を作るな！市民集会」 400名集まる◆

当会の枠をもう一つ超えた広がりで10.27市民集会実行委員会を形成しました。この日は愛知でさまざまなイベント・集会が重なっていましたが、会場いっぱいの参加者がありました。熱気が溢れました。世論は確実に動き始めました。



2013.10.28 中日新聞

世論が動き始め、各界から反対の声が上がる

10月26日までの世論調査では「過半数が賛成」だったが、ちょうど27日の夕方に発表された共同通信の世論調査では「秘密保護法反対が半数超 慎重審議求める意見82%」となった。

10月28日には、憲法・メディア法と刑事法の研究者がそれぞれ声明を作成し、全国の大学教授や弁護士ら計270人以上が賛同した。このうち10人の法学者が記者会見し「法案は基本的人権の保障、国民主権、平和主義という憲法の基本原理をことごとく踏みにじり、傷つける危険性の高い提案」「21世紀の治安維持法」、「どこからのチエック機能も働かない法案は認めるわけにいかない」などと厳しく法案を批判した。

◆11.21全国一斉行動の呼びかけと賛同募集スタート◆

11月21日に東京で大集会が企画されるのに合わせ、当会は「全国一斉行動を」と呼びかけ、同時に、この呼びかけへの賛同者・賛同団体を集めました。(賛同者145名、賛同団体61団体)



◆秘密保護法 賛成？反対？全国シール投票◆

<http://himith.exblog.jp/>

当会の共同代表らも呼びかけ人となって、「秘密保護法 賛成？反対？全国シール投票」が各地で行われました。東海地方の各地からも、たくさんのグループが参加しました。この街頭でのシール投票の結果からも、「知られていないから、わからない」→「少しでも知ったら、こんな法案は反対だ」という世論の動向が見えます。

【パート1】10/19～11/10 全国91箇所 計14,674票
賛成1,222(8%)、反対9,045(62%)、わからない4,407(30%)

【パート2】11/10～11/24 全国34箇所 計5,710票
賛成312(5%)、反対4,192(73%)、わからない1,206(21%)

11月7日、法案が衆議院で審議入りした。反対世論はますます強まり、文字通り連日、非常に多くの報道がなされるようになった。各地でも「反対する会」の結成が相次ぎ、歴史学者、カトリック団体、演劇人など各界からも「反対」の声が次々と上がった。

◆街頭宣伝の強化、地元国会議員への働きかけ◆

11月8日には、地元国会議員事務所を回り、14日には自民党愛知県連に廃案を求める抗議要請を行いました。さまざまな市民団体から、法案への反対や懸念の声明や意見書が出されるようになり、11月21日アクションへの参加呼びかけにも、しっかりとした手応えが感じられるようになりました。

11月17日朝には「自民党が21日に強行突破を決めた」という報が流れ、緊急に街頭宣伝を行いました（以後21日の大集会に向けて連続的街頭宣伝）。

◆11月21日 STOP！秘密保護法大集会 (名古屋) ◆ 2000名がデモ

名古屋の繁華街・栄でのデモには2000名が結集しました。全国13箇所で呼応して一斉に集会やデモが行われました。東京では日比谷野外音楽堂に入りきれないほどの人が集まつたそうです。この熱気で、21日に予定されていた強行採決は、翌週へと引き延ばされました。





◆さらに連日、街頭へ◆

週末にも積極的に街頭宣伝を行い、「葉っぱ」を集めました。

この日の大成功で終わるわけにはいきません。私たちは「秘密保護法案」への市民一人一人の「想い」を葉っぱシールに書いてもらい、この葉っぱで「民主主義の木」を作ると同時に、メッセージを全部テキスト化（入力）しました。



11月25日、福島での公聴会では与党推薦の公述人も含め7名全員が、反対あるいは慎重意見を述べた。しかし11月26日午前、衆院特別委で強行採決。夜、衆院本会議で強行採決。直ちに参院に送付される。

◆抗議の街頭宣伝◆

11月26日夕方に予定されていた街頭宣伝は緊迫したものとなりました。新聞記事にもなった当会+愛知県弁護士会+自由法曹団愛知支部共同の街頭宣伝行動がいったん終わった直後、衆院本会議で強行採決。まだ宣伝場所近くにいたメンバーはとって返して再び宣伝活動をし、参院での廃案を強く訴えました。

秘密 私たちは闘う



「多数は正義なのか」「市民は無力じやない」。特定秘密保護法が審議された26日、各場で抗議の声があがつた。
会での強行採決を経て、衆院を通過した26日、各場で抗議の声があがつた。
「市民は無力じやない」。特定秘密保護法が特別委員会での強行採決を経て、衆院を通過した26日、各場で抗議の声があがつた。



←2013.11.28 中日新聞

↑2013.11.27 朝日新聞

この後、参院での廃案を目指して、さらに運動を強化しました。12月6日（国会閉会日）に再び全国一斉アクションとして大集会・デモを開催すると決め、同時に他団体主催デモを後援し、市民に参加を呼びかけました。

◆11月30日「戦争は秘密から始まる」秘密保護法を許さないデモ◆ 1000名参加

主催：憲法と平和を守る愛知の会

◆12月1日「ヒミツのヒミツはイヤン！保護法阻止 やろまいデモ」◆ 170名参加

主催：やろまいフェスタ・大デモ名古屋

◆12月4日、国会行動へ◆



12月4日には、国会行動を実施しました。急遽決まった国会包囲ヒューマンチェーンにも参加。「秘密保全法に反対する愛知の会」の活動は、首都圏でもよく知られており、「愛知の会、頑張っているね」「励まされている」「学んでいる」という多くの声が寄せられ、「民主主義の木」は注目の的でした。

愛知から約20名が参加。仙台からも情報保全隊訴訟の仲間が参加し、首都圏の人たちも集まり、院内集会は定員をオーバーするほど。この後、中谷共同代表は安井愛知県弁護士会長と、愛知県選出の参議院議員、参院特別委の理事らを訪問。他の特別委委員も皆で手分けして回り、要請書とともに当会に集まった市民1000人以上の「葉っぱメッセージ」を届けました。

石破・自民党幹事長の「絶叫はテロ」発言に憤った市民による夜の議員会館周囲の絶叫（？）行動にも参加。「秘密保全法に反対する愛知の会です！愛知から来ました！」は、大いに歓迎されました。

◆12月6日STOP！秘密保護法大集会 in 名古屋◆ 4000名がデモ

エンゼル広場には入りきれないほどの超満員。デモの先頭が広場に帰り着いたとき、最後尾はまだ広場を出発できずにいました。栄の繁華街を取り囲んだ人・人・人。デモ出発前の集会アピール「つぶせ！『秘密保護法』集会宣言」読み上げ時点では「延長か、強行採決か」の報道が揺れ動いていましたが、宣言中の私たちの決意は今も変わりません。「この法案に憤る全ての市民と連帯し、民主主義の力でこの法案を葬り去るまで、あらゆる手段をもって粘り強く闘っていくことを宣言します。」

12月6日 深夜 参議院で強行採決。「可決、成立」。12月13日公布。



法案の問題性を隠蔽するための不開示 ～漏えい罪の刑事裁判の議論の混迷と隠蔽～

会員 弁護士 情報公開市民センター理事長 新海聰

2011年11月の議論内容がようやく開示

特定秘密を漏えいした場合の漏えい罪の刑事裁判はどう行われるのか。これをテーマとして2011年11月4日に行われた各省庁の補佐級の説明会の議事要旨が、法成立後に開示された。それは、立法の拙速を裏付けるだけでなく、世論喚起を恐れるために情報を不開示とした政府の姿勢を浮き彫りにした。

「漏えい罪」立証につきまとうジレンマ

検察官が漏えい罪の有罪を刑事裁判で立証するためには、被告人が漏えいした情報が特定秘密に該当することを証明しないといけない。このためには、検察官が、当該情報は特定秘密に指定されている、と裁判で主張するだけでは足りない。これだけでは検察官の考えを述べているにすぎないからだ。そこで検察官は、情報の内容を具体的に明らかにしないで、当該情報が特定秘密に指定されたプロセスだけを証明することを試みる。いわゆる「外形立証」の手法である。ところが、そのプロセスを検察官が証明したとしても、それだけでは有罪とできない。国家公務員法の「秘密」について、秘密漏えい罪で処罰するためには、実質的に秘密として保護に値するものでなければならない、とするのが西山事件で示された最高裁の判断だからだ。要するに、当該情報が実質的に秘密として保護する場合にだけ、処罰に値する、としているのだ。したがって、国家公務員法のこの判断を特定秘密保護法にも適用するとすれば、当該秘密の内容を裁判所が審理することが前提となる。秘密漏えい罪の刑事裁判では、被告人を処罰しようとすれば、特定秘密の内容を公開の法廷で明らかにしなければならず、秘密を守ろうとすれば、有罪にすることを諦めなければならぬ、というジレンマを含んでいる。この点に関する国会での政府の答弁は「外形立証で可能である」とい

うものでしかなかった。

では立法過程ではどのような議論がなされていたのだろうか。それを示したのが今回開示された上記説明会の議事要旨だ。

憲法上の問題につき議論することに対し「そこまでコストをかけるのか」と内調担当者

説明会では、漏えい罪の刑事手続きにおける特定秘密の開示についての意見交換が行われた。警察庁担当者の「特別秘密の性質からいって、少しでも公判廷ででてしまう可能性があれば、各省庁は公判請求しないことになるのではないか。」との質問に対して内閣情報調査室（内調）の担当者が、公判廷で特定秘密を提示しないことについては憲法上の問題点がある、とした上で、「我が国で参考となる有効な立法上の手当をしている国は見あたらない。米国でも、せいぜい、どうしても法廷に（秘密が）明らかになってしまうとわかると、手続きをストップする仕組みがあるくらいである。」「仏国では秘密の指定を解除しなければ、捜査機関側に渡さないという制度になっている」と述べている。

注目すべきは、警察庁担当者の「本法制にいきなり秘匿決定制度を設けることを検討するのではなくて、例えば、外形立証の制度を法律に書くとか、公開に反しない程度で、各省庁の懸念を緩和する法制度は考えられないのか」との発言に対する内調担当者の回答だ。同人は「将来的にも立法措置が不要とで考えているわけではないが、ただちに今やるべきとは考えていない。それを実現するには相当な調整と議論を重ねる必要がある。不正競争防止法においてすら相当な労力があったと聞いているが、本法制は、憲法と直接絡んでくるため、現状としては問題となっていない中で、そこまでコストをかけるのかという議論になる」と回答していることである。つまり、憲法上の問題点

があるから、議論をするとなると不正競争防止法よりも時間をかけないといけない、しかし、そうすると法案提出に間に合わないので、今問題となっていない以上は議論しないでおこう、と言うのだ。

不開示の理由は、市民に法案の問題点を知られるのをおそれたからに他ならない

「現状としては問題となっていない中で」とは明らかに市民の目を意識した発言だ。市民が問題視していないから、時間かける必要はない、ということなのだ。この内調の担当者の発言こそ、立法過程の情報の不開示の理由が、法案の問題点が明らかになることをおそれる点にあることを示している。

仮に一昨年にこの文書が開示されていれば、法案についての議論はもっと内容のあるものになったであろ

うし、法案審議も継続したであろう。秘密保護法は市民の批判を封じることを周到に準備して立法作業が行われたことは明白だ。

しかし、法の施行までに1年ある。拙速に制定された分、刑事手続きへの特定秘密の提供だけでなく、他にも多くの課題を積み残しているはずだ。それを明らかにし、政府と論争を行い続けることが法を廃止するために有効ではないだろうか。

※なお、2013年11月29日付け開示決定で、法成立後に開示された「補佐級の説明会の議事要旨文書」(4枚)は以下で読むことができる。(赤枠部分が新たに開示された部分)

<http://www.ombudsman.jp/data/H23-11-4.pdf>

秘密保全法に反対する愛知の会 は 会員を募集しています！

秘密保全法に反対する愛知の会は、「秘密保全法」の制定を阻止するため、主に愛知県に住む弁護士や市民・市民団体が集まって2012年4月に結成した団体です。結成当初からほぼ月に2回の街頭宣伝、弁護士会員の学習会への講師派遣、デモや集会の企画、ブログやツイッター、ニュース「極秘通信」での情報発信などを行っています。現在は特定秘密法の廃止に向けて引き続き元気に活動中！

編集後記　自民党「新聞報道への反論」文書の反自由主義的な姿勢

編集長　弁護士　矢崎暁子

愛知の会では、特定秘密保護法に反対する仲間を大募集しています！会員の方には、企画のお知らせや極秘通信をお届けします。当会の活動チラシや極秘通信・展示物の作成・配布などは、すべて会費とカンパのみで行っています。カンパによるご支援も大歓迎です！入会希望・カンパ希望の方は、当会まで年会費（個人1口1000円、団体1口3000円）をお振り込み下さい。

【振込先】郵便振替口座 00840-3-214850

「秘密保全法に反対する愛知の会」

秘密保護法成立後の12月13日、自民党が「特定秘密保護法の新聞報道への反論・23」なる文書を党所属の国会議員に配布した。インターネット上で同文書を見つけ読んでみた。概要、「通常の範囲で米軍や自衛隊の艦船を撮影しても処罰されることはありません」など各5行程度の「反論」。内容はもとより問題は、「拡大解釈の余地はありません」「恣意的な運用が行われることはできません」などの断定を繰

り返し、弾圧や権限濫用の可能性を安易に否定する姿勢である。自由の主体である私たちは、自由が権力者によって侵害されないよう、権力を監視し抵抗して自由を守り続けなければならない（憲法12条）。「権力の濫用はない」と言い切ってしまっては、「お前を守るためにだよ」と親切ぶる権力者に言われるがまま、何も抵抗できず全てを差し出すはめになってしまう。それはもはや「自由」の放棄にほかならない。

今後のイベント情報(愛知)(他団体含む)

★1/5(日)12時～13時 「愛知の会」街宣

@名古屋駅桜通口交番前

13時半～ マル秘作戦会議

@ウインクあいち 1104 会議室（名古屋駅）

★1/7(火)18時～19時 「愛知の会」街宣

@名古屋駅桜通口交番前

★1/9(木)18時半～20時半 学習会

@名古屋 YWCA404 会議室 講師 矢崎暁子弁護士

参加費 500円（学生無料）

★1/21(火)12時～13時 「愛知の会」街宣

@栄バスターミナル前

★1/24(金) 秘密法を廃止に！大デモ in 名古屋

18時～集会開始 19時～デモ出発

@エンゼル広場（名古屋市栄）

★1/25(土)16時～ 学習会

@高畠アクセス法律事務所 講師 北村栄弁護士

★2/1(土)13時半～16時半

講演「安倍政権による戦争をする国＝暗黒社会づくりを止め
るには?!(仮)－沖縄の戦いに学ぼう－」

講師 米倉外昭さん（新聞労連副委員長・琉球新報記者）

@生協生活文化会館 4階ホール（地下鉄本山駅）

参加費：500円（学生無料）

★2/12(水)11時～ 秘密保全法情報公開訴訟弁論準備期日

（非公開）@名古屋地裁

★2/17(月)14時～15時 学習会

@自治労連愛知県本部 3階大会議室 講師 矢崎暁子弁護士

★2/20(木)14時～ 学習会

@豊明商工会議所市民会議室（予定） 講師 新海聰弁護士

今後のイベント情報（全国）

★【東京】1/5(日) 13時半集合、14時出発

高田馬場☆ニューイヤー脱原発+秘密法廃止デモ！

コース：西戸山公園～高田馬場駅前～早稲田通り～戸山公園前

★【大阪】1/6(月)、2/6(木)、3/6(木)18:30 集会、19:15 出発

秘密保護法ロック（LOCK）アクション

コース：中之島女神像前（市役所南側）～西梅田公園

★【大阪】1/11(土)14時～16時半

講座「今から学ぶ『特定秘密保護法』」 講師 岸野亮哉氏

@キャンパスポート大阪 参加費 1000円

★【鳥取】1/12(日)15時～16時半

講演「安倍政権と特定秘密保護法」 講師 土井淑平氏

@鳥取市中央人権福祉センターホール

★【神戸】1/18(土)14時～16時10分

「秘密保護法を許さない」講演会 講師 鳥越俊太郎氏

@神戸文化ホール 資料代：一般 1000円、学生 500円

★【久留米】1/18(土)10時～12時半

学習会「秘密法と公務員労働運動」 講師 吉田和生氏

@えーるピア久留米 203号室 資料代：200円

★1/24 全国一斉アクション

【東京】国会前大包囲 【大阪】昼デモ 【福岡】夜デモ

★【東京】1/24(金)19時半～21時

アムネスティ カフェ&バー テーマは「特定秘密保護法」

@アムネスティ日本東京事務所（御茶の水）（要申込み）

★【兵庫・三田】1/25(土)13時～15時

秘密保護法学習会＆情報交換会

@ウッディータウン市民センター学習室

★【東京】1/26(日)13時集合、13時半出発

秘密はいやだ！U-20 デモ（高校生主体。大人も見守り参加可）

コース：代々木公園けやき並木～渋谷駅方面～原宿駅

★【鹿児島】1/26(日)14時～16時半

学習会「秘密保護法成立を受けて 改めて問う秘密保護法」

@鴨池公民館・視聴覚室（鹿児島市） 講師 西山太吉氏

参加費：500円

★【東京】1/29(水)19時～20時50分頃

上映会『レーン・宮沢事件－もうひとつの12月8日』

@東京ボランティア・市民活動センター（飯田橋）

参加費：500円（介助者無料、予約不要）

